

下関市立大学「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」取組推進委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成27年度に選定された「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（以下「平成27年度選定事業」という。）を遂行するために必要な事項を協議・検討するため、下関市立大学「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」取組推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 平成27年度選定事業に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 平成27年度選定事業に係る実績報告及び自己点検・評価に関すること。
- (3) その他平成27年度選定事業を遂行するに必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学部長
- (3) キャリア委員会委員長
- (4) 入試委員会委員長
- (5) キャリア教育に関する科目を担当する特任教員
- (6) 経営企画グループ長
- (7) 学務グループ長

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員会の副委員長は、キャリア委員会委員長をもって充てる。

（委員長等の責務）

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務グループキャリアセンターにおいて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。